別表第５（第３条関係）

１　住宅耐震化補助

　(１)　住宅耐震改修計画策定費補助

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の対象となる者 | 次に掲げる要件を全て満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族１　市内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のもの)を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者(１)　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの(２)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(３)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者３　同じ世帯に属する全てのものが市税を滞納していない者 |
| 補助事業の対象となる経費 | 補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費（ただし、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。） |
| 補助率 | ３分の２ |
| 補助金の額 | 戸　建住　宅 | 補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、33,000円を限度とする。 |
| 共　同住　宅 | 補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、１戸当たり４万円を限度とする。 |
| 適用除外する事項 | － |
| その他の事項 | １　策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。２　区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。３　共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上のもの）以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。 |